第１条中法人税法施行規則別表１の二の改正規定の次に次のように加える。

別表１の三の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」1を「所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）」1に、「欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「４の計」＋(別表七(二)「９」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)）」10を「欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「４の計」＋(別表七(三)「９」若しくは「21」又は別表七(四)「10」)）」10に、「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」24を「所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）」24に、「欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「４の計」＋(別表七(二)「９」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)）」32を「欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「４の計」＋(別表七(三)「９」若しくは「21」又は別表七(四)「10」)）」32に改め、同表の記載要領第十一号中「第80条第７項」を「第80条第10項」に改める。

別表二の記載要領第一号中「及び法」を「及び特定同族会社（法」に、「(第４号」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（第７号(2)において「令和２年旧法」という。)第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社をいう。第４号(3)」に、「「特定同族会社」という」を「同じ」に改め、同要領七号㈡中「第66条第６項第２号」を「第66条第５項第２号」に改め、「掲げる法人」の次に「又は同条第６項に規定する大通算法人」を加え、同号②中「が法」を「が令和２年旧法」に改める。

第１条のうち、法人税法施行規則別表三(一)の表の改正規定中「留保控除額（別表三(一)付表一「33」）」の下に、「中小企業者等（(別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－別表六(九)「21」－別表六(十二)「11」－別表六(十三)「17」－別表六(十四)「22」－別表六(十五)「24」－別表六(十八)「19」－別表六(十九)「18」－別表六(二十)「39」－別表六(二十二)「22」－別表六(二十三)「23」－別表六(二十四)「24」－別表六(二十五)「21」－別表六(二十七)「22」－別表六(二十八)「21」－別表六(三十)「16」－別表六(三十一)「22」－別表六(三十二)「35」－別表六(三十三)「28」－別表六(三十四)「13」）」を、「中小企業者等（(別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－別表六(九)「21」－別表六(十二)「11」－(別表六(十二の三)「14」＋「28」)－別表六(十三)「17」－別表六(十四)「22」－別表六(十五)「24」－別表六(十八)「19」－別表六(十九)「18」－別表六(二十)「39」－別表六(二十二)「22」－別表六(二十三)「23」－別表六(二十四)「24」－別表六(二十五)「21」－別表六(二十七)「22」－別表六(二十八)「21」－別表六(三十)「16」－別表六(三十一)「22」－別表六(三十二)「35」－別表六(三十三)「28」－別表六(三十四)「13」）」を加え、同表の記載要領第四号に次のように加える改正規定のうち同号③中「これらの規定の適用を受ける金額」を「別表六(八)付表「31」及び「36」、別表六(九)付表「30」及び「35」並びに別表六(十二)付表「19」及び「24」の金額」に改める。